

追
補
(二〇二六年一月現在)

■第五版はしがき

「二行目に※印追加」……第五版のための筆を入れた。^{*}

「末尾に追加」※特に四七〇—四七一頁。加えて第五版二刷印刷の際に二〇〇頁および四七五頁それぞれでの「追補」（二〇二五年二月二十九日記す）。

■はしがき「vii頁末尾に追加」

追補 関連して、私の別著『戦後憲法史と並走して——学問・大学・環海往還』（岩波書店、二〇二四）、特に八四—八六頁。

■「問題状況」七二頁（末尾に追加）

追補 宮沢の「八月革命説」についてはなお、その後岩波文庫に組み入れられた宮沢『八月革命と国民主権主義』の編者・長谷部恭男による「解説」、特に二五七頁引用註（2）をも参照。

■〔問題状況〕 一四九頁（三行目に追加）

そうした背景の中で、「平和安全法制」の「違憲性が明白であると断定することまではできない」とする高裁判決が出て確定した（仙台高判二〇二三〔令5〕・一二・五・判時二六〇三号四五頁）。

■〔問題状況〕 一六四頁（末尾に追加）

本文89で触れた引き算方式の権利限界設定に対し、個人の人格の自律を積極的な根拠とした権利論の重要さを示唆する渡辺浩『たとえば「自由」はリバティか』（岩波書店、二〇二五）の問題提起を参照。

■九三・一七五頁（四行目「さらに」の前に追加）

手術なしの性別変更に道を開いた。上記二〇二三年決定でなお残されていた課題に対して、手術を受けることなしに性別変更に道を開く下級審段階の判断が出ている（札幌家裁二〇二五〔令7〕・九・一九）。

■〔問題状況〕二〇〇頁（末尾に追加）

本書第五版第二刷での追補 前出八四・八八・九八、188頁、一〇二、一〇四で扱った諸問題に関し、筆者（樋口）からの献呈にかかる丸山眞男手沢本に、丸山自身の書き込みによる対応が遺されている。そのことにつき、阪本尚文「啓蒙」と中間集団——丸山眞男と樋口憲法学の交錯」（『法律時報』二〇二三年一月号）による指摘がある。関連して、阪本「外交史・権利の宣言・平和主義」『歴史と経済』二六一号、三七頁以下。

■一五五・二八一頁（最後の行の「福岡高判」に続けて）

名古屋高判（二〇二五〔令7〕・三・七）や大阪高判（二〇二五〔令7〕・三・二五）

■一五五・二八二頁（一行目カッコ内に裁判例追加）

（東京高判二〇二五〔令7〕・一一・二八は合憲判断）。

■一五六・二八六頁（一〇行目に続けて）

二〇一三―一四年に生活保護費の大幅引下げがおこなわれたことにつき、裁量権の逸脱・濫用の違法があるとして減額を取り消した例は②に該当する（最判二〇二五〔令7〕・六・

■〔問題状況〕 三四四頁（末尾に追加）

二〇二五年七月参議院議員の通常選挙による半数改選の結果、「連立」政権の形をとらざるを得なくなったことにより、「兆候」は現実のものとなった。

■〔問題状況〕 三七七頁（末尾に追加）

追補 平井宜雄（司会）・宇賀克也・大森政輔・中村芳夫「立法のあり方を考える」宇賀編『行政法討論・下巻』一五七七頁以下、有斐閣学術センター、二〇二五。

■〔問題状況〕 四七五頁（六行目の「が」の前に挿入）

、宇賀克也編『行政法討論（上・下）』（有斐閣学術センター、二〇二五）

■〔問題状況〕 四七五頁（末尾に追加）

追補 憲法訴訟に限ってのことではないが最高裁判所での口頭弁論が持つ意味の特段の重要性に即して、平野哲郎「最高裁判所における口頭弁論の透明化・活性化・実質化」立命

館法学四一五号（二〇二四年二月）が、現状の到達点までの軌跡を追いつつ、司法部内での諸見解の状況を跡づけながら、なお課題にこたえるための建設的な方策を提唱する。

■〔問題状況〕 四七九頁（二行目につづけて挿入）

愛敬浩二『政治文化としての立憲主義』（日本評論社、二〇二五）は、副題が示すように「日本国憲法への一つの接近」を、最近時の状況に即して試みる。辻村みよ子『憲法』（日本評論社、第八版二〇二五）は、その「市民」主権論や文化的・社会的性差としての「ジェンダー」の視点などを模索しつつ叙述を進める。

■判例索引 (14 頁挿入と 15 頁追加)

仙台高判2023〔令5〕・12・5判時2603号45頁〔安保法制違憲訴訟〕	149
大阪高判2025〔令7〕・3・25裁判所ウェブサイト〔同性婚訴訟〕.....	281
名古屋高判2025〔令7〕・3・7裁判所ウェブサイト〔同性婚訴訟〕.....	281
最判2025〔令7〕・6・27裁判所ウェブサイト〔生活保護基準引下訴訟〕.....	286
札幌家裁2025〔令7〕・9・19(未登載)〔性別変更外観要件訴訟〕.....	175
東京高判2025〔令7〕・11・28裁判所ウェブサイト〔「結婚をすべての人に」訴訟〕.....	282

『憲法第五版』 1 刷から 2 刷での修正箇所および誤植正誤表

115 頁 2 行目	対遮 → 対蹠
192 頁一〇四・4 行目	前出 84 → 前出 84、後出 198-199 頁
198 頁 2 行目	前出 84 → 前出 84・104
273 頁 4 行目	近年になって → のちになって
273 頁 5 行目	なされている → なされていた
291 頁 5 ～ 6 行目	雇用対策法 → 労働施策の総合的な推進 並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律（旧・雇用対策法）
306 頁 12 行目	それを → 削除
308 頁 5 行目	解決を計った → 解決を図った
329 頁 7 行目	のである。→ のである（その意味での「純 粋代表」につき、後出 341 頁）。
474 頁 11 行目	（前出 421 頁） → （前出 423 頁）
478 頁 2 行目（追加）	同『憲法概説』（信山社、二〇〇四）と共に 参照。